

**入札参加停止措置について**

<p>業者名 (所在地)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)大塚商会：東京都千代田区飯田橋二丁目 18-4</li> <li>・中外テクノス(株)：広島県広島市西区横川新町 9-12</li> <li>・西日本電信電話(株)：大阪府大阪市都島区東野田町四丁目 15-82</li> <li>・Dynabook(株)：東京都江東区豊洲五丁目 6-15</li> </ul>																																		
<p>停止期間</p>	<table border="1"> <tr> <th>業者名</th> <th>停止期間</th> </tr> <tr> <td>(株)大塚商会</td> <td>令和4年10月20日～令和5年3月5日</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中外テクノス(株)</td> <td>令和4年10月20日～令和5年7月19日</td> </tr> <tr> <td>Dynabook(株)</td> <td></td> </tr> </table>	業者名	停止期間	(株)大塚商会	令和4年10月20日～令和5年3月5日	西日本電信電話(株)		中外テクノス(株)	令和4年10月20日～令和5年7月19日	Dynabook(株)																									
業者名	停止期間																																		
(株)大塚商会	令和4年10月20日～令和5年3月5日																																		
西日本電信電話(株)																																			
中外テクノス(株)	令和4年10月20日～令和5年7月19日																																		
Dynabook(株)																																			
<p>停止措置の理由</p>	<p>広島県教育委員会又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律にかかる違反があったとして令和4年10月6日に認定された。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業者名</th> <th colspan="2">広島県教育委員会</th> <th colspan="2">広島市</th> <th rowspan="2">課徴金減免</th> </tr> <tr> <th>排除措置命令</th> <th>課徴金</th> <th>排除措置命令</th> <th>課徴金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)大塚商会</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>中外テクノス(株)</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話(株)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>Dynabook(株)</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表中の「○」は排除措置命令の対象事業者          表中の「—」は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者          表中の「/」は当該取引分野における違反事業者ではない</p>	業者名	広島県教育委員会		広島市		課徴金減免	排除措置命令	課徴金	排除措置命令	課徴金	(株)大塚商会	○	—	○	○	有	中外テクノス(株)	/	/	○	○		西日本電信電話(株)	○	—	○	—	有	Dynabook(株)	/	/	○	—	
業者名	広島県教育委員会		広島市		課徴金減免																														
	排除措置命令	課徴金	排除措置命令	課徴金																															
(株)大塚商会	○	—	○	○	有																														
中外テクノス(株)	/	/	○	○																															
西日本電信電話(株)	○	—	○	—	有																														
Dynabook(株)	/	/	○	—																															
<p>措置要件</p>	<p>舞鶴市入札参加停止に関する要綱別表第2「贈賄、不正行為等に基づく停止基準(4)業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。(2)公正取引委員会による排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。ウ 府外工事等における違反9月」に該当。</p> <p>(株)大塚商会及び西日本電信電話(株)については、同要綱第5条第3項「有資格者が別表第2の4の項に規定する措置要件に該当することとなった場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときにおける入札参加停止の期間は、同項に定める期間の2分の1の期間とする。」にも該当。</p>																																		

**【お問い合わせ先】**

契約課：☎0773-66-1065、FAX0773-62-9894  
E-mail: keiyaku@city.maizuru.lg.jp